

中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定による認定申請のご案内

【「特定中小企業者」認定制度の趣旨と効果】

国においては、株式会社整理回収機構（RCC）又は株式会社産業再生機構へ貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、事業の再生が可能な中小企業者の資金繰りの円滑化を図るため、中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に基づきセーフティネットの整備を行っています。具体的には、以下に記載した所定の要件を充たすと「特定中小企業者」の認定を受けることができ、当該認定を受けると同法に基づく「保証の特例措置（セーフティネット保証）」の対象となり、信用保証協会の債務保証について保証限度額の別枠化の措置を受けることが可能になります。

【認定の要件】

- ① 中小企業信用保険法に定める中小企業者であること
- ② 市内に事業実体のある事業所を有していること
- ③ 許認可等を必要とする業種については当該許認可を受けていること
- ④ 次の条件を全て充たしていること
 - (イ) 申請者に対する貸付債権が、株式会社整理回収機構又は株式会社産業再生機構に譲渡されたことを確認できる書類を有していること
 - (ロ) 申請者の金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期比で減少していること
 - (ハ) 申請者が、事業再生の目標、今後の経営合理化に向けた具体策、債務の返済計画等を規定した事業計画を作成し、その実行に努めていること
 - (ニ) 申請者が、株式会社整理回収機構に対する債務の返済条件の変更を受けていること又は株式会社産業再生機構法（平成15年法律第27号）第22条第3項に規定する支援決定を受けていること

【必要書類（①～⑤は各2通、⑥～⑩は各1通）】

- ① 中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定による認定申請書
- ② 金融機関が、株式会社整理回収機構又は株式会社産業再生機構に対して貸付債権を譲渡したことを通知した「債権譲渡通知書」
- ③ 直近（申請日から概ね1ヶ月以内）及び前年同日時点における申請者の全ての金融機関からの総借入金残高が確認可能な残高証明書、財務諸表、借入証書等
- ④ 事業再生の目標、今後の経営合理化に向けた取組、債務の返済計画等を規定した事業計画（書式は自由）
- ⑤ 株式会社整理回収機構に貸付債権が譲渡されたときの金融機関との約定書及び当該借入に係る返済条件の変更がなされた後の株式会社整理回収機構との約定書又は株式会社産業再生機構法第22条第3項に規定する支援決定を行ったことについて産業再生機構が申込者に対して発出した通知書
- ⑥ 直近の決算書〔勘定科目明細を含む〕1期分の写し（個人事業主の場合、直近の確定申告書の写し）
- ⑦ 登記事項証明書の写し（法人の場合に限る）
- ⑧ 法人設立（開設）申告書の写し、又は個人事業の開業届出書の写し（法人で事業所が登記上の所在地と違う場合、又は個人事業主の場合に限る。ただし、決算書、確定申告書、許認可証等で事業実体のある事業所の所在地が確認できる場合は不要）
- ⑨ 許認可証、登録証、届出書等の写し（許認可等を必要とする事業）
- ⑩ その他市長が必要と認める書類

【その他】

- ① 申請後、概ね4日程度で認定の可否を審査し、認定が決定すると提出された申請書のうち1通に必要事項を記載して交付します。
- ② 当該認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があり、本認定を受けることは必ずしも金融機関による融資及び信用保証協会による債務保証を確定するものではありませんのでご留意下さい。

中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定による認定申請書

年 月 日

大津市長 様

住所

申請者

氏名

私は、下記のとおり、
が株式会社整理回収機構（東京都千代田区丸の内3丁目4番2号）
又は株式会社産業再生機構に、当社に対する貸付債権を譲渡したことにより、金融機関との金融取引において借入れの減少が生じ、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1
が株式会社整理回収機構又は株式会社産業再生機構に、当社に対する貸付債権を譲渡したことを確認できる資料は、別添1のとおり。

2 金融機関からの総借入金残高が減少していることを確認できる資料は、別添2のとおり。

_____ % (A/B)

A 年 月 日の金融機関からの総借入金残高 _____ 円

B 年 月 日（Aの前年同期を記入）の金融機関からの総借入金残高 _____ 円

3 当社の事業計画書（事業再生の目標、今後の経営合理化に向けた取組、債務の返済計画等を規定した経営計画書）は、別添3のとおり。

4 当社が、株式会社整理回収機構から、同社に対する債務に係る返済条件の変更を受けていること又は株式会社産業再生機構法（平成15年法律第27号）第22条第3項に規定する支援決定を受けていることが確認できる資料は、別添4のとおり。

大産商第 号

年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間： 年 月 日から 年 月 日まで

(留意事項)

- 1 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- 2 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。